

坂城町新複合施設 基本構想・基本計画 (素案)

令和6年1月

坂城町

目 次

第1章 はじめに	1
1. 本書の目的	2
2. 新複合施設の概要	2
(1) 新複合施設の構成要素	2
(2) 新複合施設の利用者の現状	5
(3) 新複合施設の政策的な位置づけ	7
(4) 建設予定地	10
第2章 新複合施設が目指す場（基本構想）	11
1. 新複合施設全体で実現を目指すこと	12
(1) 目指す場	12
(2) 多様な利用者が共存できる空間づくり	12
(3) 各部門の施策の相乗効果を高める空間づくり	13
2. 新複合施設の運営イメージ	14
(1) 施設の運営体制	14
(2) 部門別の休館日・開館時間の方向性	16
(3) セキュリティの方向性	16
(4) 予約ルールの方向性	16
第3章 新複合施設に求める要件（基本計画）	18
1. 周辺施設との関係性と建設予定地の使い方に関する留意点	19
(1) 周辺施設との関係性	19
(2) 建設予定地の使い方に関する留意点	20
2. 建設予定地で実現したいこと	21
(1) 必要諸室とその条件等	21
(2) 施設の規模の想定（諸室ごとの面積の想定）	24
(3) その他配慮すべきこと	25
第4章 新複合施設の整備事業の概要	26
1. 事業方式	27
2. 新複合施設の設計・建設のスケジュール	27
3. 新複合施設の規模の上限	27
資料編	28
1. 策定経過	29
2. 建設委員会名簿	30

第1章 はじめに

1. 本書の目的

坂城町新複合施設基本構想・基本計画（以下、本書）は、坂城町の保健・福祉分野の施策を推進する基幹的な機能に加え、こどもから高齢者まで多様な世代が集うコミュニティ活動の場として、また、隣接する図書館や文化センター等と連動する交流と生きがいがいくりの場として、整備が予定されている坂城町新複合施設（以下、新複合施設）に関するこれまでの検討結果を整理し、新複合施設が実現を目指すことやそのために施設に求められること等を取りまとめたものです。

本書は、令和6年度から予定されている新複合施設の基本設計・実施設計を進めるにあたり、設計者が設計案を立案する上で踏まえるべき、基本的な要件を示すことを目的としています。

2. 新複合施設の概要

(1) 新複合施設の構成要素

新複合施設には、以下の4つの部門に対応する公共サービスを組み込みます。

①保健部門

保健部門は、保健センターが中心となります。保健センターは、現在、坂城町役場の隣に独立した施設として立地していますが老朽化が進んでいるため、既存施設を廃止して、新複合施設に移転するものとします。

保健センターの主な利用者は、乳幼児とその家族、国民健康保険の加入者・一般の住民とその家族です。各種健（検）診・健康指導、各種講座・教室、保健分野に関する相談等を行っています。また、食育や感染症予防対策等も担当しています。

図表 1 保健センターの主な事業と内容

主な事業	内容
各種健診・健康指導	一般健診・がん・乳房検診等、乳幼児健診、栄養指導・産後ケア
各種講座・教室	ハッピーベビー教室、料理教室
相談	健康・心・栄養相談
その他	食育推進、感染症予防対策、不妊・不育治療支援等



②福祉部門

福祉部門は、老人福祉センターと地域包括支援センターが中心となります。老人福祉センターは、現在、坂城町体育館の向かいにある独立した施設として立地していますが老朽化が進んでいるため、既存施設を廃止して、新複合施設に移転するものとします。

老人福祉センターの主な利用者は、福祉的な支援が必要な方です。地域福祉・高齢者福祉・障がい福祉に関するボランティアや助け合い活動の支援、各種講座・教室、介護保険・障がい福祉事業等が行われています。

図表 2 老人福祉センターの主な事業と内容

主な事業	内容
福祉関連の活動支援	地域ボランティアの育成 (こども食堂・傾聴・介護予防等ボランティアの講座や事務局等) 地域の方が参加できる助け合い活動の支援 (福祉人材の育成、車イス等貸し出し等)
各種講座・教室	介護予防
介護保険・障がい福祉事業	介護保険や障がい福祉サービスの提供 (訪問介護・入浴介護・相談支援等)
その他	日常生活の困り事・心配事の支援 (心配事・法律相談、フードバンク、就労相談等)



地域包括支援センターは、現在、坂城町役場の福祉健康課内にあります。新複合施設では、多様な利用者からの保健・福祉に関する相談を受けることが想定されますが、制度横断的な支援ニーズにワンストップで対応するためには、そのような支援の体制づくりの中核的な役割を担う地域包括支援センターと支援者との連携が重要であることから、新複合施設へと移転します。

地域包括支援センターの主な利用者は、福祉的な支援が必要な方です。制度横断的な支援が必要な方向けの総合相談窓口を運営するとともに、様々な支援者と連携しながら支援の体制をつくっています。また、成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応等も行われています。

図表 3 地域包括支援センターの主な事業と内容

主な事業	内容
総合相談	制度横断的な支援に対応する相談支援、介護予防ケアプランの作成
その他	「地域ケア会議」等を通じた制度横断的な支援の体制づくり 成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応等

③子育て支援部門

子育て支援部門は、子育て支援センターが中心となります。子育て支援センターは、現在、坂城保育園の2階を使用していますが、認知度や施設への立ち寄りやすさ等に課題があることから、新複合施設の他部門と連携することで、課題解決することを目指します。

子育て支援センターの主な利用者は、未就園のこどもとその家族です。親子の遊び場として利用されると共に、各種講座・教室、子育てに関する相談等が行われています。また、子育てサークル、育児用品等のリサイクル、図書の貸出等も行われています。

図表 4 子育て支援センターの主な事業と内容

主な事業	内容
遊び場の提供	
各種教室・行事の開催	クリスマス会・ママヨガ・ベビーマッサージ等
相談・子育て情報の提供	
その他	子育てサークルの育成・支援、育児用品リサイクル・図書貸出し等



④交流部門

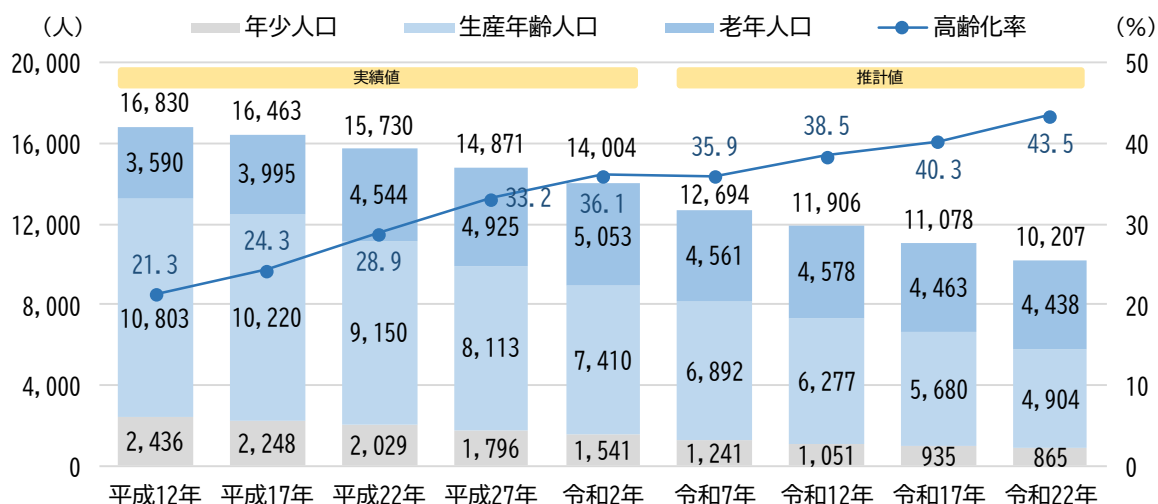
交流部門は、ボランティアや生涯学習、スポーツ・文化活動等、様々な活動が想定されます。多様な人が利用できるイベントスペースや会議室、相談室等を保健部門、福祉部門、子育て支援部門が共有しながら事業を展開していきます。

また、公共施設の課題解決の視点では、書架が増え、ロビー機能が確保できていない図書館について、新複合施設内にその機能を確保することで、本に興味を持ったり、読書のきっかけをつくったりしながら、図書館利用の底上げを図るほか、施設内に自習・コワーキングスペースやコミュニティカフェ等を確保しながら、多様な人が訪れる施設を目指します。

(2)新複合施設の利用者の現状

新複合施設の主な利用者は、当町の住民です。令和2年には約1.4万人の人口規模となっています。当町の人口は減少傾向にあり、今後も減少が続くと推計されています。一方で、高齢化率は上昇傾向にあり、保健・福祉分野の施策の重要性はますます高まると考えられます。

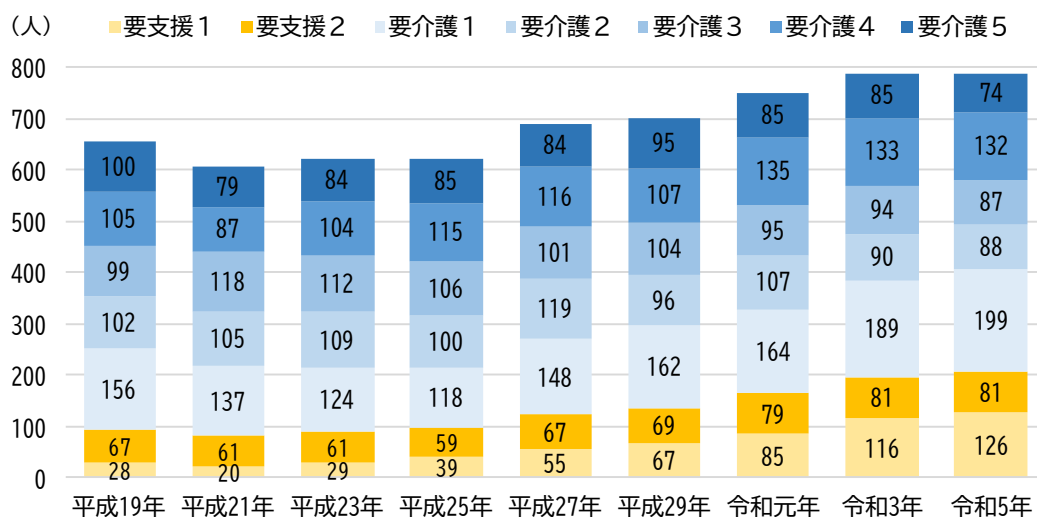
図表 5 年齢3区分別人口の推移



出典：令和2年までは総務省「国勢調査」
令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和5年推計）

人口減少が進む一方で、要支援・要介護者数は増加傾向にあります。介護予防や重症化予防の重要性はますます高まると考えられます。

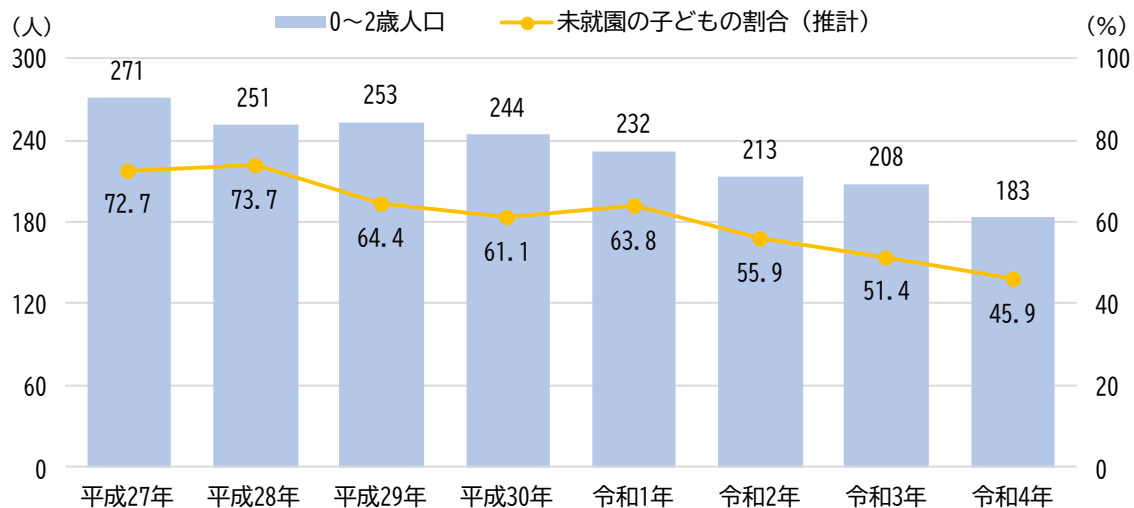
図表 6 要支援・要介護者数の推移



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和5年のみ月報）
※各年3月末の実績

少子化と低年齢での保育園利用が進んでいます。子育て支援センターには、遊び場としての役割は求められますが、それ以上に、支援が必要な子どもや家族を把握し、適切な支援につなげていく役割が求められるようになって考えられます。

図表 7 0～2歳人口と未就園のこどもの割合の推移



出典：人口は毎月人口異動調査（各年10月1日現在）
 保育園の園児数は実績値（各年4月1日現在）
 幼稚園の園児数は学校基本調査（各年5月1日現在）

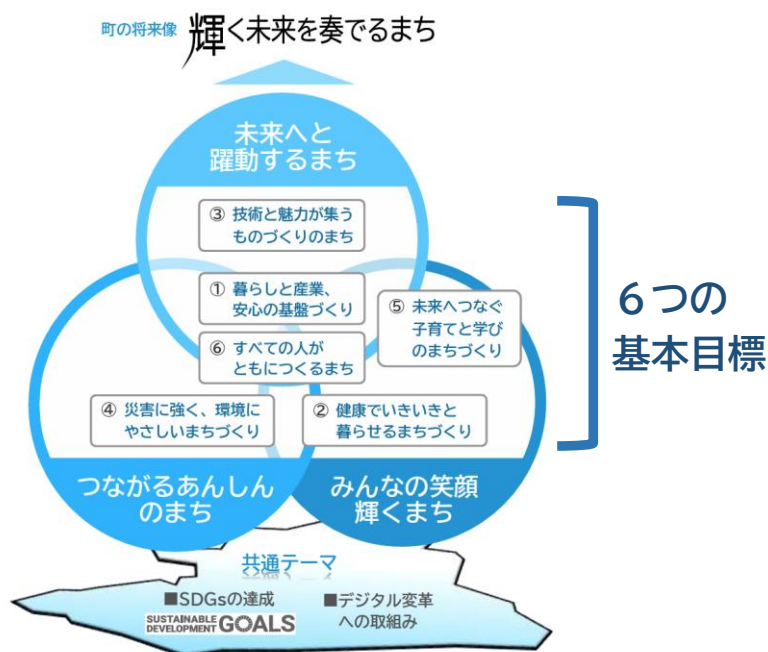
(3)新複合施設の政策的な位置づけ

①長期総合計画との関連

〈町の将来像と基本目標の実現に向けて〉

当町の最上位計画である「第6次長期総合計画」（以下、総合計画）には、町の将来像「輝く未来を奏でるまち」とそれを実現するための6つの基本目標が設定され、その下に様々な施策が位置づけられています。新複合施設には、特に強い関連を持つ以下の施策を強力に推進していくフラグシップ施設としての役割が期待されます。

図表 8 町の将来像と基本目標



図表 9 新複合施設と強い関連を持つ当町の施策

基本目標	施策	内容
②健康でいきいきと暮らせるまちづくり	つながる地域福祉	●福祉意識の普及、福祉・ボランティア活動の促進 ●福祉・介護・保健・医療の関係機関との連携強化 ●保健・福祉施設の複合化と多機能化、相談支援体制の充実 ●すべての人にやさしい福祉のまちづくり
	高齢者が安心して暮らせるまちづくり	●介護予防、相談、高齢者福祉サービスの強化 ●高齢者の社会参加の促進と生きがいづくりの場
	生涯にわたる健康づくり	●母子保健の充実、心身の健康づくり、幅広い年齢層の健康づくり推進、食育の推進
⑤未来へつなぐ子育てと学びのまちづくり	生涯学習の推進	●地域における学びの推進、学びを通じた SDGs の推進 ●文化センターとの連携による教養講座・専門講座の充実、自主講座の支援 ●図書館機能の強化と地域との連携
	子育てにやさしいまちづくり	●多様な子育てニーズへの対応 ●子育ての総合的な相談窓口の設置と専門機関との連携
	文化の振興	●図書館と連携した文化・芸術活動の推進、郷土学習の推進
	生涯スポーツの推進	●文化センター（体育館・グラウンド）連携したスポーツによる活力ある地域づくり
⑥すべての人がともにつくるまち	住民参加のまちづくり	●新たな住民交流の場の創設により住民の交流を促進
	持続的な行財政の実現	●老朽化した施設の複合化による高効率な行政運営を推進

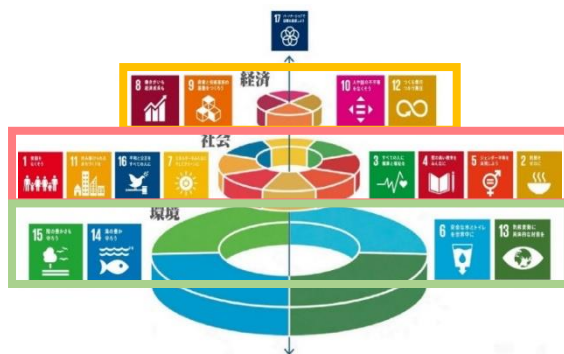
※上記施策の他、「③技術と魅力が集うものづくりのまち」の「魅力ある産地づくり」「魅力を伝える観光地域づくり」「産業の連携による地域ブランドづくり」とも関連を持ちます。また、「④災害に強く、環境にやさしいまちづくり」に向け、災害時に一定の役割を担うことを想定します。加えて、SDGsの達成に向け、ゼロカーボン・環境負荷低減にも配慮します。

〈共通テーマの推進に向けて〉

総合計画には、「SDGs¹の達成」と「デジタル変革への取り組み」を共通テーマとして、これらを意識しながら施策を推進していくことが示されています。

SDGsの17の目標を、「経済」「社会」「環境」の3層に分類して整理した「SDGsのウェディングケーキ図」に沿って、総合計画の施策を整理すると以下ようになります。

図表 10 SDGsのウェディングケーキ図



出典：Stockholm Resilience Centre の図に追記

図表 11 ウェディングケーキ図と対応する総合計画の施策

	〈新複合施設と関連する町の施策の内容〉	〈利用者の活動イメージ〉
経済	●産業分野 3-1-2 魅力ある産地づくり 地産地消・観光農業の推進 3-5-2 情報発信と受入れ体制の強化 観光推進団体の育成と活動支援	多世代につながる
社会（福祉・健康・子育て等）	●福祉・健康分野 2-1-1 地域福祉活動の推進 福祉意識の普及、福祉・ボランティア活動の促進 2-1-2 福祉・介護・保健・医療ネットワークの構築 福祉・介護・保健・医療の関係機関との連携強化 2-1-3 すべての人にやさしい福祉のまちづくりの推進 保健・福祉施設の複合化と多機能化、相談支援体制の充実 2-2-2 介護予防と認知症への対応 介護予防・生活支援サービスの充実 2-2-3 高齢者の生きがいづくり 社会参加の促進と生きがいづくり 2-4-1 健康づくりの推進 生活習慣病などの予防、母子保健の充実、心身の健康づくり、健康意識の普及・啓発 2-4-3 食育の推進 健康寿命の延伸につながる食育の推進 ●生涯学習・文化・スポーツ分野 5-1-1 生涯を通じた学びの推進 健全な家庭づくりのための学び、地域における学びの推進、学びを通じたSDGsの推進 5-1-2 さかきふれあい大学の展開 教養講座・専門講座の充実、自主講座の支援 5-1-3 生涯学習推進体制の整備 町立図書館の利用促進と地域との連携 5-2-2 子育ての総合的な相談窓口の設置と専門機関との連携 相談支援体制の充実 5-5-1 文化・芸術の振興 文化・芸術活動の推進、文化・芸術団体の支援・育成 5-5-2 郷土学習の推進と文化財の保存と活用 郷土学習の推進 5-6-1 スポーツ環境の整備 スポーツによる活力ある地域づくり ●コミュニティ活動分野 6-1-1 住民主体の住みよい地域づくり コミュニティ活動の推進	学びでつながる 文化でつながる 食でつながる
環境（防災）	●環境分野 4-2-2 総合防災体制の確立 自助・共助による地域防災力の向上、設備・備蓄の充実、防災・減災活動の充実 4-4-1 豊かな自然環境の保全 自然環境の保全と意識啓発、環境教育を通じたSDGsの推進 4-5-2 環境問題の解決を考慮した消費行動 環境に配慮した消費の推進 4-6-1 持続可能な社会に向けたエネルギーの効率的な利用 省エネルギーの推進、二酸化炭素排出削減の推進	スポーツでつながる

¹ SDGs（Sustainable Development Goals）は、平成27年9月の国連サミットで採択された、令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人取り残さない」ことを誓っています。

SDGsのウェディングケーキ図では、「経済」は「社会」に、「社会」は「環境」に支えられています。総合計画の施策を強力に推進していくフラグシップ施設としての役割を期待されている新複合施設においては、当町の経済（産業）、社会（福祉・健康・子育て等）、環境（環境・都市インフラ）の課題を同時並行で解決していくことに寄与していくことが求められています。

課題解決に向けては、限られた地域資源（ヒト・モノ・カネ）が集まり、つながることで、坂城町での豊かな時間や暮らしの安心がこれまで以上に増えていく場を実現していくことが重要です。また、あらゆる場面においてDX（デジタルトランスフォーメーション）を効果的に導入することを検討していきます。

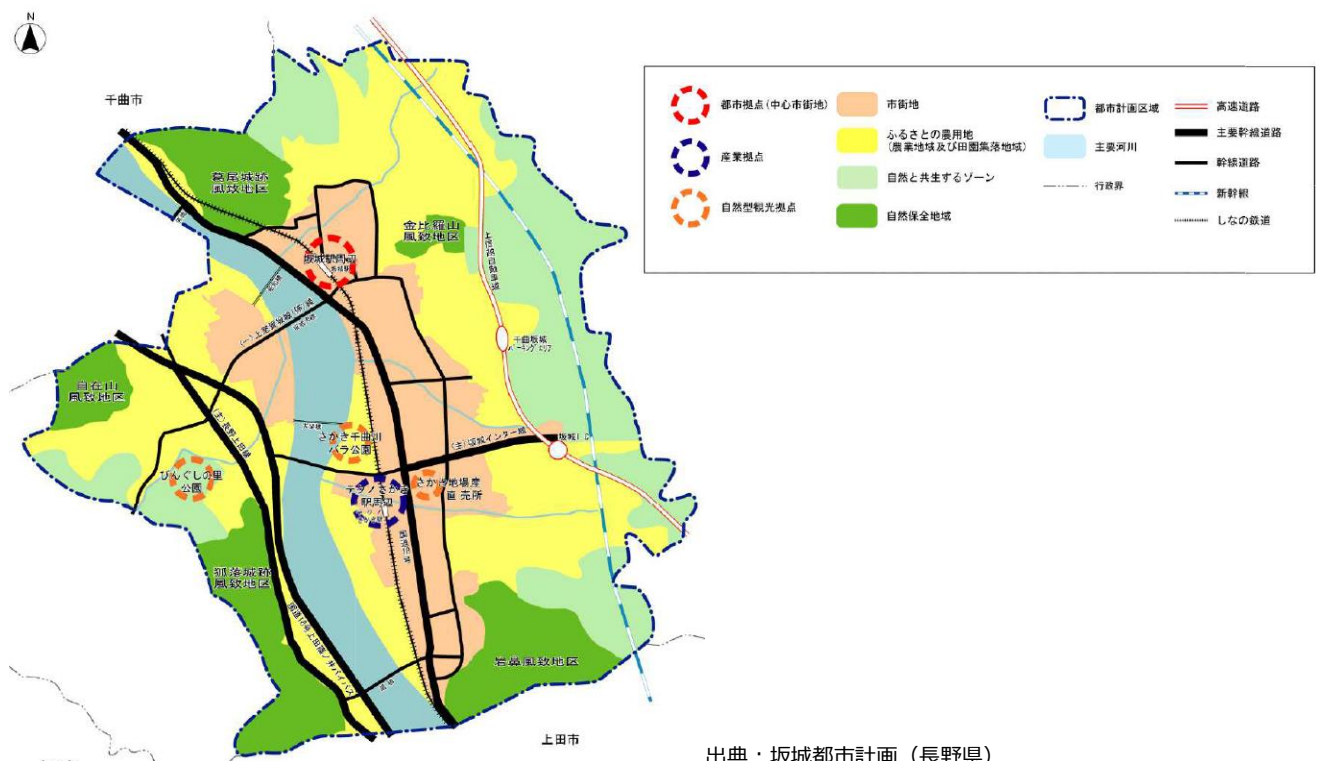
②新たな都市形成・地域交通と新複合施設

県は、都市づくりの方向性を示すことを目的とし、坂城都市計画区域について、都市計画区域マスタープランを定めています。この中で示されている都市構造図をみると、新複合施設の建設候補地は、千曲川に沿って南北に広がる市街地エリアの中央部に構想されていることがわかります（3つの小学校を卒業した生徒が集まる中学校が立地するエリアでもあります）。

当町においては、現在、令和4～5年度にかけ、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定を進めており、長期総合計画が描く未来に向けた新たな都市形成を模索しています。新複合施設建設の構想は、両計画との整合を図り、人口減少社会における新たな当町の都市形成に果たす役割は大きく、文化センター・図書館等既存施設との連携もあわせ、「交流と生きがいづくりの場」として、住民活動の拠点となることが期待されます。

また、住民活動の拠点となるべくしては、すべての人がアクセスしやすい、地域交通の拠点機能を持たせることも重要であり、当町の交通インフラ形成における、ハブ機能（結節点・乗継拠点）としても、新複合施設の役割が期待されます。

図表 12 都市構造図（坂城都市計画区域）



(4)建設予定地

建設予定地は文化センター、グラウンド、体育館、武道館の東、図書館、格致学校の南に位置します。また、コンビニエンスストアに隣接しています。

図表 13 建設予定地



住所	坂城町中之条 2225
敷地面積	15,431 m ²

図表 14 建設予定地の状況

法令	関係する事項	内容
都市計画法	用途地域	第1種中高層住居専用地域
	建蔽率	60%
	容積率	200%
建築基準法	斜線制限	道路斜線制限 隣地斜線制限

※都市計画道路境界から 25m までは、第1種住居地域 建蔽率 60% 容積率 200%

第2章 新複合施設が目指す場 (基本構想)

1. 新複合施設全体で実現を目指すこと

(1) 目指す場

新複合施設は、複数の部門を組み合わせる、他の事例が少ない施設です。複数の部門が組み合わせることで、相乗効果を生み出し、個々の部門だけでは成し得ない成果を創出することをねらいます。新複合施設全体で実現を目指す場を以下のように設定します。

図表 15 目指す場

すべての人が安心できる居場所になると共に、
人がつながり、笑顔がつながる、well-being の実現空間

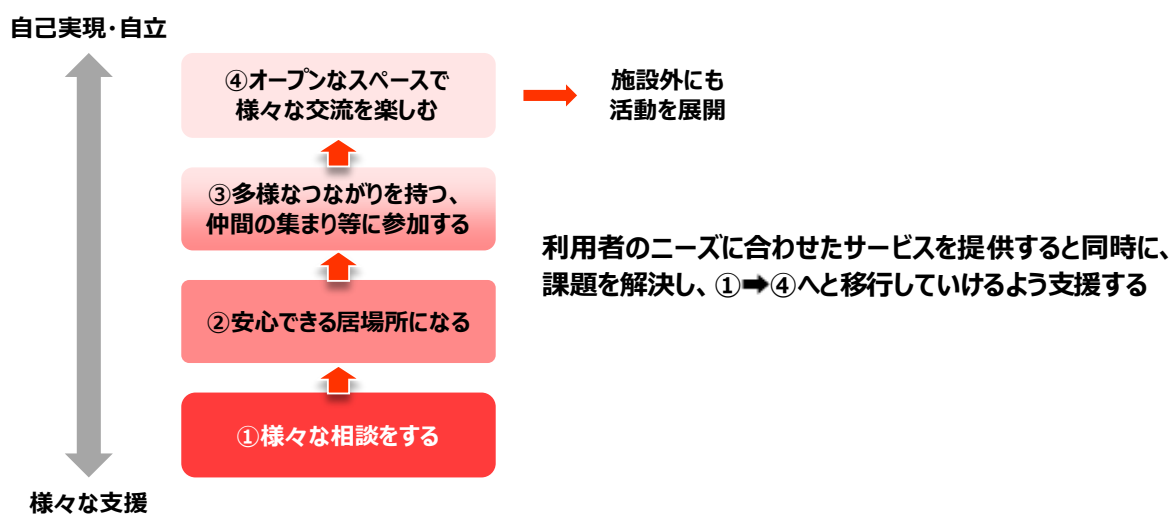
※well-being（ウェルビーイング）：身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを意味する概念

目指す場を実現するために、施設に求める2つの大きな視点を整理します。

(2) 多様な利用者が共存できる空間づくり

新複合施設では、元気な人、悩みや困難を抱える人、といった多様な人々がそれぞれの目的で利用することに対応することが求められます。利用者の状況に応じた利用ができるよう、以下の4つの利用者像を想定しながら、それぞれが心地良い空間を見つけ、通い続けることができる施設を目指します（その際、多様な空間、柔軟な運用ができる空間の果たす役割は大きいと考えられるため、特に交流部門において、積極的にそのような空間を組み込んでいくものとします）。

図表 16 想定する4つの利用者像

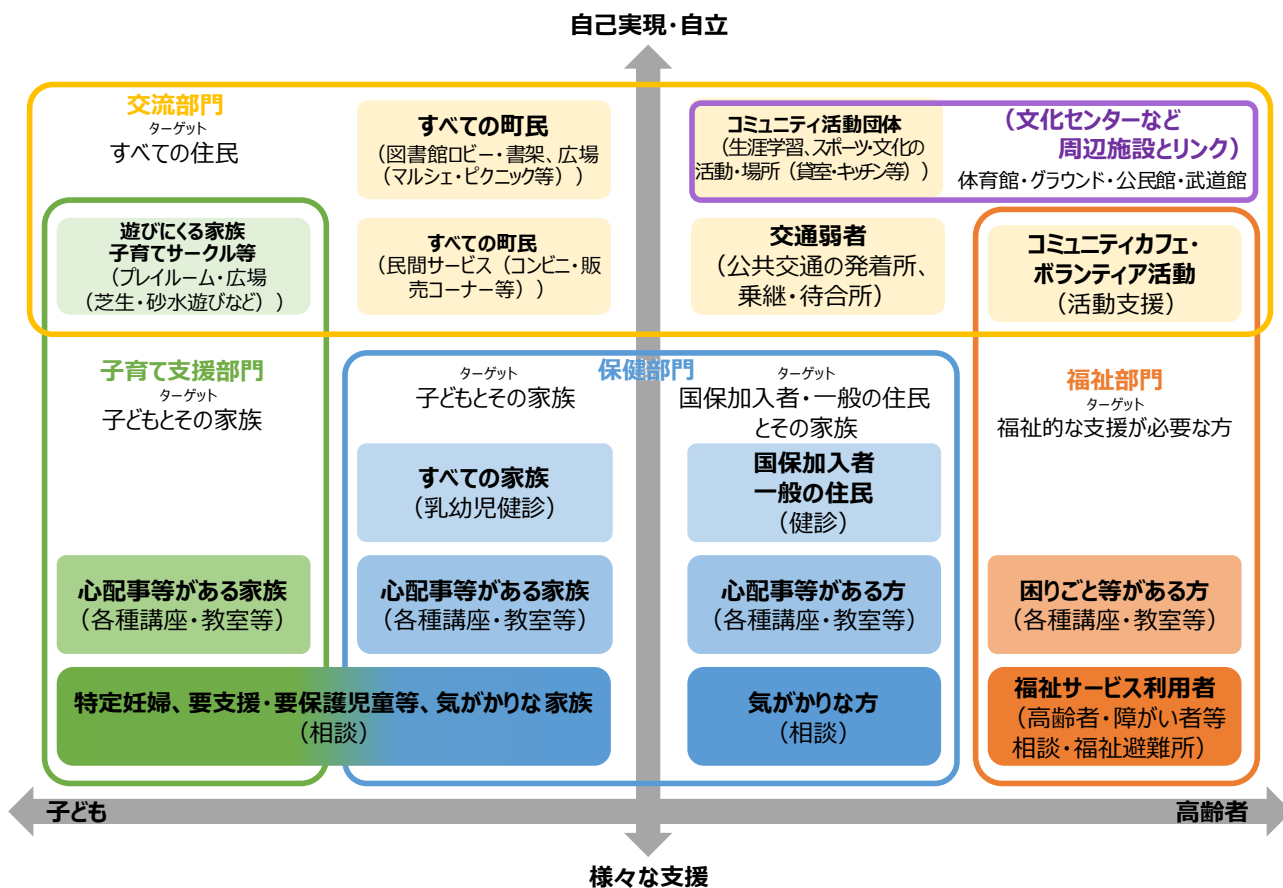


(3)各部門の施策の相乗効果をもつ空間づくり

①新複合施設の主なターゲットと事業

新複合施設の主なターゲットと事業を以下のように設定します。4つの部門が連携して、4つの利用者像に対応できるようにしていきます。

図表 17 新複合施設の主なターゲットと事業



②相乗効果のイメージ

複合化することで、以下のような相乗効果を得ることを目指します。

図表 18 相乗効果のイメージ

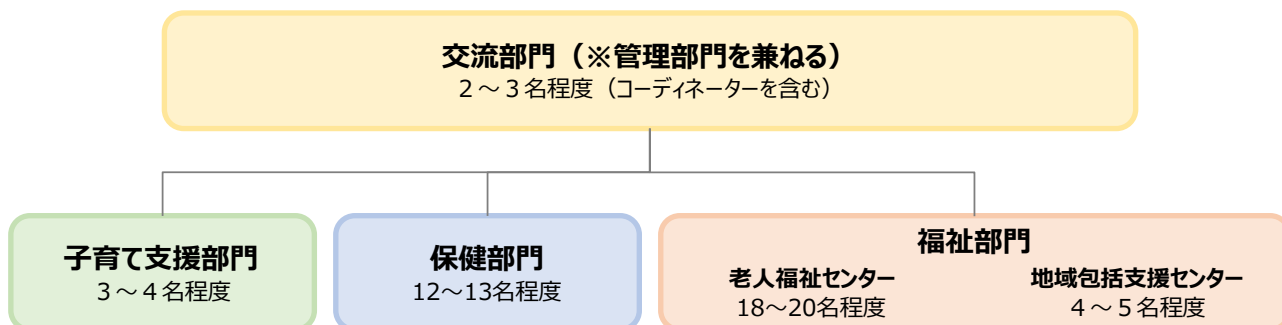
連携する部門	相乗効果のイメージ
保健部門×福祉部門	- 介護予防教室を共同で企画・情報発信 - 保健、福祉双方に困りごとを抱える方に対する支援を関係者が連携して検討・実施
保健部門×子育て支援部門	乳幼児健診のついでに、子育て支援センターデビュー
福祉部門×子育て支援部門	子育て支援センターの行事にボランティアが参加
保健・福祉部門×交流部門	各種講座・教室等で関連する書籍を紹介
子育て支援部門×交流部門	- 気軽に立ち寄れる広場を活用して、認知度アップ - 格致学校で季節の行事を企画・実施 - ランチを食べて1日滞在できる施設へ

2. 新複合施設の運営イメージ

(1) 施設の運営体制

新複合施設には、統括的な管理者であるコーディネーターを配置し、各センターと連携しながら目指す場を実現していくものとします。

図表 19 運営体制のイメージ



図表 20 コーディネーターが担う業務のイメージ

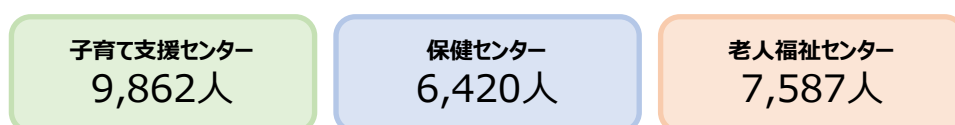
- 1) コーディネーター業務
 - ・新複合施設全体のねらいを達成するための年間事業計画等の作成
 - ・共有スペースを活用した各種講座・教室・行事等の企画・運営
 - ・利用者ニーズを踏まえた、各部門での講座・教室・行事等の提案
 - ・部門間連携や協働による講座・教室・行事等の相談・伴走支援
- 2) 施設のマネジメント業務
 - ・交流スペースの予約システム等の運用、予約調整、鍵の管理
 - ・貸出備品の管理
 - ・時間帯による開放エリアのコントロール
 - ・施設の点検・補修、清掃（外注管理）等

〈参考〉

複合化の相乗効果により、各部門ごとコロナ禍以前の利用者数を超えることを目指します。また、交流スペースや自習・コワーキングスペースなど、新たな利用者層の拡大に努めます。

※運営体制は、そのような事業量に対応できる体制を想定しています

図表 21 各施設の年間延べ利用者数（令和元年度）



(2) 部門別の休館日・開館時間の方向性

休館日・開館時間は、各センターの既存の運用を基本としつつ、可能な限り利便性を高めていくものとします。

図表 22 部門別の休館日・開館時間のイメージ

部門		休館日・開館時間のイメージ
子育て支援部門		●休館日：土・日・祝、12/29～1/3、全館休館日 ※第2・4土曜日を除く ●開館時間：平日 9:00～12:00、14:00～16:30 第2・4土曜日 9:00～12:00
保健部門		●休館日：土・日・祝、12/29～1/3、全館休館日 ●開館時間：平日 8:30～17:15
福祉部門	地域包括支援センター	
	老人福祉センター	●休館日：土・日・祝、12/28～1/4、全館休館日 ●開館時間：4～10月 9:00～17:00 11～3月 9:00～16:00
交流部門（※管理部門を兼ねる）		●休館日：12/29～1/3、全館休館日 ●開館時間：8:30～20:00
	図書室	

(3) セキュリティの方向性

新複合施設は、部門別に営業時間が異なることが想定されるため、各センターの占有スペースについては、各センターが鍵の管理を行うものとします。

共用・管理部門は、コーディネーターが鍵の管理を行うものとします。

(4) 予約ルールの方向性

共用空間（会議室等）の予約は、各部門が主催する各種講座・教室・行事等について優先的に予約を行う。予約がない部屋については、各部門の利用者が、各部門を通して予約できるものとします。

鍵は、スマートロックを基本とし、利用時はメールでワンタイム暗証番号を送る等、デジタル化を図るものとします。

第3章 新複合施設に求める要件 (基本計画)

1. 周辺施設との関係性と建設予定地の使い方に関する留意点

(1) 周辺施設との関係性

新複合施設と周辺施設との関係性を以下に整理します。

図表 23 周辺施設との関係性



施設名	周辺施設の役割	新複合施設への期待
文化センター グラウンド 体育館	・生涯学習、スポーツ・文化活動の場所を提供する役割	・生涯学習、スポーツ・文化活動を始めるきっかけとなる各種講座・教室・行事等が開催されること ・地域防災計画における役割との連携 ・共有駐車場が確保されること
図書館	・本や資料等を貸し出す役割	・電子図書館機能を持つこと ・図書館の休館日に本の貸し借りができるようになること ・各部門に関連書籍を置くことで、読書のきっかけをつくること ・共有駐車場が確保されること
格致学校	-	・各種行事等に活用すること
コンビニエンスストア	・食料品を含め、様々なものを販売する役割	・昼食等を食べられるスペースを提供すること ・円滑な移動のための動線を確保

(2)建設予定地の使い方に関する留意点

建設予定地を2つに分けている町道については、代替の道路を提案できるものとします。また、建設予定地の東側の土地については、駐車場としての利用を想定します。建設予定地内にある老人福祉センターは、新複合施設の供用開始後、令和9年度に解体する予定です。

2. 建設予定地で実現したいこと

(1) 必要諸室とその条件等

①保健部門

新複合施設に入ること、他の用途でも訪れる馴染みのある施設となることを活かし、健診に訪れるハードルを下げ、健診率を向上させることに取り組みます。また、他部門と連携しながら、健診に訪れる住民の中で、様々な困難を抱える人を専門的な相談や支援につなげます。加えて、各種講座・教室等は、共通の会議室等を活用して、回数や内容を充実していきます。

図表 24 保健センターの必用諸室等

室名等	実現したいこと
集団指導室 (固有相談室)	・ 健診時に診察を行うスペースを兼ねられるようにする（2部屋確保する） ・ プライバシーを確保し、落ち着いて話せる環境を確保する ・ デジタル化により、他部門や役場等と連携できるようにする
事務室	・ 12～13名程度の事務スペースを確保する ・ 鍵付き書庫兼データ管理室（データ処理作業室）を設置する ・ 機材室（滅菌機、ワクチン保管等特殊冷蔵庫、洗濯機等）を設置する
倉庫	・ 健診や各種講座・教室の備品等を置いておけるスペースを確保する
その他	・ 健診、各種講座・教室は、規模や内容に応じて共通の会議室等を活用する ・ 健診時に診察ができる場所を確保する （プライバシーを確保し、落ち着いて話せる環境） ・ 相談室は、共通の相談室も活用する

②福祉部門

新複合施設に入ること、こども食堂、ボランティアセンター、コミュニティカフェ、介護予防等の活動が多くの人目に触れるようにし、認知度を上げ、参加者・協力者を増やします。そして、生きがいを感じながら主体的に活動するグループ等を増やします。また、他部門と連携しながら、専門的な相談や支援が必要な人を把握する活動を強化します。加えて、福祉サービス事業者と連携しながら、必要な人に必要な支援が届きやすくしていきます。

図表 25 老人福祉センターの必用諸室等

室名等	実現したいこと
固有相談室	・ プライバシーを確保し、落ち着いて話せる環境を確保する ・ デジタル化により、他部門や役場等と連携できるようにする
事務室	・ 18～20名程度の事務スペースを確保する ・ 休憩室を確保する
倉庫	・ 福祉器具を置いておけるスペースを確保する ・ フードバンク・こども食堂用の食料を置いておけるスペースを確保する
その他	・ ボランティアセンターを設置する ・ コミュニティカフェを運営できるスペースを確保する ・ 各種講座・教室は、規模や内容に応じて共通の会議室等を活用する ・ 相談室は、共通の相談室も活用する

図表 26 地域包括支援センターの必用諸室等

室名等	実現したいこと
事務室・倉庫	・ 4～5名程度の事務スペースを確保する ・ 鍵付書庫を設置する

③子育て支援部門

新複合施設に入ること、こどもの遊び場や各種講座が多くの人目に触れるようにし、認知度を上げ、利用を増やします。また、乳幼児健診等と絡めて保護者と話したり、こどもの様子を把握したりする活動を強化します。さらに、遊び場は、利用者が気軽に入ってやすい空間にします。加えて、各種講座は、新たな利用者を開拓できるよう、種類や内容を充実していきます。

図表 27 子育て支援センターの必用諸室等

室名等	実現したいこと
プレイルーム	・ 成長に合わせて遊べるスペースを確保する (はいはいの子、走り回る子、それらを見渡せるような空間) ・ こども向けの本を借りることができる書架を設置する ・ 利用者に情報発信する掲示スペースを設ける
固有相談室	・ プライバシーを確保し、落ち着いて話せる環境を確保する ・ デジタル化により、他部門や役場等と連携できるようにする
事務室・倉庫	・ 3～4名程度の事務スペースを確保する ・ 鍵付書庫を設置する ・ 季節の行事の備品等を置いておけるスペースを確保する ・ おもちゃ、おさがりの服等を置いておけるスペースを確保する
その他	・ 授乳室を確保する(パパが来ても大丈夫な施設にする) ・ トイレトレーニングができるトイレを設ける ・ 外遊びができる庭を確保する (砂遊び・水遊びができるスペース、日差しを遮るスペース) ・ 各種講座は、規模や内容に応じて共通の会議室等を活用する ・ 相談室は、共通の相談室も活用する

④交流部門(※管理部門を含む)

共用・管理部門を設けることで、各部門の連携や施設の稼働率を高めることをねらいます。

図表 28 共通・交流スペースの必用諸室等

室名等	実現したいこと
総合案内 事務室 倉庫	・ 2～3名程度の事務スペースを確保する ・ 総合窓口スペースを確保する (デジタルサイネージによる各種講座・教室・行事等の案内を行う) ・ 更衣室を確保する ・ 新複合施設の清掃・メンテナンス用の備品を入れるスペースを確保する
大会議室	・ 1つ確保する ・ 仕切って複数室として利用できるようにする ・ 健診車・献血車等が横付けできるようにする

室名等	実現したいこと
中会議室	・ 3部屋確保する（1つは畳の部屋とする） ・ 部屋を仕切って、小会議室としても使えるようにする
交流スペース イベントスペース	・ 各種講座・教室・行事等ができるようにする ・ 出張販売やチャレンジショップに対応できる販売コーナーを確保する ・ ランチが食べられるスペースを確保する
図書スペース	・ 図書館のロビー機能として、展示、電子図書館、オンラインでのレファレンス、貸出用ロッカーで図書館休館日の本の貸出に対応する ・ 各部門に、事業と関連する本を置く本棚を設置する
キッチンスペース	・ 保健部門の食育の講座、福祉部門のこども食堂、子育て支援部門の離乳食の教室等に対応できるものとする（15名程度での利用を想定する）
コミュニティカフェ 自習・コワーキング スペース	・ コミュニティカフェを営業できるようにする ・ 多様な人が利用できるよう、様々な場所から自分の場所を選べるようにする ・ オープンな相談スペースを兼ねる
ボランティア センター	・ ボランティアのマッチングや備品の管理を行うスペースを確保する ・ 会議や軽作業ができるスペースを確保する
相談室	・ 5部屋確保する ・ 福祉的な支援が必要な方のサロン（居場所）としても活用できる部屋を設ける
トイレ	・ 男女別・多機能トイレを設置する ・ 多様性への配慮の観点から、一部をオールジェンダートイレとする
階段・エレベーター	・ 施設の形状及び規模によっては、階段・エレベーターを複数設置する ・ エレベーターの場所は、老人福祉センターの利用者の利便性に配慮する

⑤外構

屋内空間や周辺施設と連携しながら、様々な機能を充実すると共に、豊かな時間を創ります。

図表 29 外構等

室名等	実現したいこと
駐車場 駐輪場	・ 220台分の駐車スペースを確保する（職員用駐車場を含む） ・ 一部を立体駐車場とし、新複合施設の2階に直接行けるようにする ・ 優先駐車場を、施設の出入口に近い位置に確保する ・ 20台分の駐輪スペースを確保する
イベント広場 芝生広場	・ 外部空間を使った各種行事ができるスペースを確保する ・ ランチを外で食べられるスペースを確保する
こどもの庭	・ 子育て支援センターに隣接して、外遊びができる庭を確保する（砂遊び・水遊びができるスペース、日差しを遮るスペース）
倉庫	・ 災害対策本部機能、福祉避難所機能に対応する備品を収納する倉庫を設ける ・ シニアクラブ等の関連団体の倉庫を確保する ※別棟とする
地域交通の拠点	・ 公共交通を使って、新複合施設に来る際に乗降するスペースを確保する ・ 公共交通の車両の待機スペースを確保する
その他	・ ウォーキングコースのスタート地点を設ける ・ 協働で手入れする花壇を設ける

(2)施設の規模の想定（諸室ごとの面積の想定）

施設の規模の想定を以下に示します。

図表 30 施設の規模の想定

カテゴリ	構成要素	面積
保健部門	事務室 倉庫鍵付き書庫兼データ管理室（データ処理作業室） 機材室（滅菌機、ワクチン保管等特殊冷蔵庫、洗濯機等） 集団指導室（固有相談室）	240 m ²
福祉部門	【老人福祉センター】 事務室、休憩室、固有相談室、倉庫	260 m ²
	【地域包括支援センター】 事務室、倉庫	40 m ²
子育て支援部門	プレイルーム、事務室、固有相談室、倉庫	200 m ²
大会議室		400 m ²
中会議室	3 部屋	250 m ²
相談室	5 部屋	70 m ²
交流スペース イベントスペース		600 m ²
総合案内	事務室、倉庫を含む	30 m ²
図書スペース		60 m ²
キッチンスペース		60 m ²
ボランティアセンター		50 m ²
コミュニティカフェ	自習・ワーキングスペース含む	150 m ²
その他共用スペース		270 m ²
トイレ		120 m ²
延床面積		2,800 m ²

(3) その他配慮すべきこと

① 多様な人を認め、理解し、共存することのサポート

- ・ 狭義のユニバーサルデザイン、バリアフリーに留まらない、多様な人が利用し、共存できる施設とします。
- ・ 相談等プライバシーの確保のためのバリアや、小さい子どもが迷い込まないためのバリア、こどものプレイルームに関係者以外が立ち寄らない等の必要なバリアは設けます。
- ・ こどもたち遊ぶ声や行事の音楽等、いろいろな音が聞こえることが当然として受け入れていく施設とします（必要な場所には防音対策もしながら）。
- ・ 明るく、クリーンで雨天でも利用者が気持ちよく利用できる施設とします。
- ・ 福祉避難所機能に対応できるよう、災害発生時の電源・水の確保に配慮すると共に、カームダウンスペースや感染症に配慮した空調設備を整備するものとします。



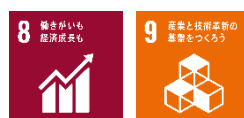
② 環境への配慮

- ・ ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の考え方を取り入れ、新複合施設で消費する年間の一次エネルギーの収支ゼロを目指します。
- ・ 大会議室、交流スペース、イベントスペース等の多くの利用者の目に触れる空間の内装には、地域産材を活用します。



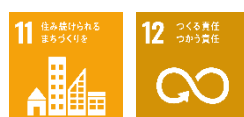
③ DX（デジタルトランスフォーメーション）への対応

- ・ 新複合施設は、役場から離れて立地することになりますが、デジタル化の積極的な推進により、デメリットを解消します（オンライン相談、リモート会議等）。
- ・ 4つの部門を円滑に連携させるためのシステム（情報共有、施設の予約・管理等）を導入し、複合化のメリットを拡大し、業務効率化・施設の稼働率の向上を実現します。
- ・ 利用者が自由に使える Wi-Fi 環境を整備します。



④ 良い状態で使い続けられる施設へ

- ・ 十分な耐震性を備えた安心安全な施設とします。
- ・ 災害時には施設の環境や設備を有効に活用した役割・機能を果たすものとします。
- ・ ランニングコストを抑制した施設とします。合理的なコストで定期的なメンテナンスや修繕、設備の更新・改修・機能変更ができる施設とします。



第4章 新複合施設の整備事業の概要

1. 事業方式

新複合施設の整備は、町が単独で行う事業とし、事業後も町が単独で所有するものとします。

2. 新複合施設の設計・建設のスケジュール

新複合施設は、令和9年度4月ごろの供用開始を目指します。

図表 31 新複合施設の設計・建設のスケジュール

内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
坂城町新複合施設の 方向性の検討						
基本構想・基本計画の 策定						
基本設計						
実施設計						
建設工事						
解体工事等 (老人福祉センター)						

3. 新複合施設の規模の上限

新複合施設の延床面積の上限を 3,000 m²、建物本体工事費の上限を 18 億円とします（外構・造成工事、什器・家具備品工事、立体駐車場、連絡通路、防災倉庫は別途）。

資料編

1. 策定経過

年月日	会議等名称	主な内容
令和5年 10月2日	第1回坂城町新複合施設建設委員会	・これまでの検討状況²について ・委員長・副委員長の選出 ・建設候補地について ・運営体制の方向性について ・基本計画策定スケジュールについて
11月7日 11月16日	子育てワーキンググループ会議	・利用イメージについて ・空間のアイデアについて
11月27日	第2回坂城町新複合施設建設委員会	・新複合施設で実施される活動について ・敷地の使い方に関する意見交換 ・利用者ヒアリングについて ・建設スケジュールについて
11月28日	ボランティアワーキンググループ会議	・利用イメージについて ・空間のアイデアについて
11月30日	障がい者関係ワーキンググループ会議	
12月7日	シニアクラブワーキンググループ会議	
12月21日	中学生ワーキンググループ会議	
令和6年 1月28日	高校生ワーキンググループ会議	
1月31日	第3回坂城町新複合施設建設委員会	・基本構想・基本計画素案について ・今後のスケジュールについて
3月29日 (予定)	第4回坂城町新複合施設建設委員会	

² 令和4年度から令和5年度上半期にかけ、保健・福祉等建設準備委員会において、県内先進地視察を交えた協議の実施により新複合施設の方向性を検討しています。

2. 建設委員会名簿

氏名	役職	所属	分野
松下 重雄	委員長	公立大学法人 長野大学 環境ツーリズム学部教授	学識経験者
滝沢 幸映	副委員長	坂城町議会 議長	町議会議員
中嶋 登	委員	坂城町議会 議員（中之条）	町議会議員
祢津 明子	//	坂城町議会 議員（中之条）	町議会議員
大橋 良人	//	坂城町シニアクラブ連合会 会長	福祉
塚田 明	//	坂城町民生児童委員協議会 会長	福祉
中澤 範子	//	千曲・坂城障がい者（児）基幹相談支援センター センター長	福祉
宇治 春菜	//	健康運動指導士	保健
町田 貞	//	坂城町校長会 代表（坂小校長）	教育 （学校）
三井 有奈	//	坂城町教育委員会 委員	教育
高井 資昌	//	坂城町体育協会 会長	教育 （スポーツ）
笠井 栞	//	子育てサークル 代表	子育て
上野 敬一	//	坂城町社会福祉協議会 会長 坂城町社会教育委員 委員長	福祉・ 生涯学習
田中 敏郎	//	坂城町区長会 会長	まちづくり （自治区）
小澤 猛	//	坂城町区長会 副会長（中之条）	まちづくり （自治区）
関戸 啓司	//	坂城町商工会長	まちづくり （産業）
金田 信善	//	テクノハート坂城協同組合 事務局長	まちづくり （産業労働）